

ふくしま尾瀬魅力発信強化（情報発信）事業業務委託契約書（案）

委託業務の名称 ふくしま尾瀬魅力発信強化（情報発信）事業

委託料の額 金 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

委託期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲（以下「甲」という。）とし、受託者「　　」を乙（以下「乙」という。）として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託事業」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない内容があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約の保証）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に委託料の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務を譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

（再委託）

第4条 乙は、委託事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる事業については、甲と協議のうえ、事業の一部を委託することができる。

2 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した事業に伴う当該第三者（以下再委託者といいう。）の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

3 乙は、委託事業の一部を再委託するときには、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と約定をしなければならない。

（委託事業実施状況の報告等）

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託事業内容の変更）

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託事業の内容を変更し、又は委託事業を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲と乙で協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲と乙で協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

第7条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託事業を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙で協議して定

める。

(損害負担)

第8条 委託事業の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要となった経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙で協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託事業を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく仕様書に掲げる書類に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項書類を受理したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 乙は甲に対し、委託料の前金払を請求することができる。ただし、その額は甲乙協議して決定する。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金を支払わなければならぬ。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限内に事業を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 事業に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。

三 契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 乙が、解約を申し出たとき。

五 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等 (契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している

者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として委託料又は委託料のうち契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(財産の帰属)

第14条 乙の委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等(以下「財産」という。)は、甲に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第15条 乙は委託事業の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託事業の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・機器及び備品(以下「機器等」という。)を使用することを原則としているが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 委託事業の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。

なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。

4 委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

(談合による損害賠償)

第16条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託事業上知り得た秘密を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護等)

第18条 乙は、この契約による事業を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補 則)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲と乙で協議して定める。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住 所 福島市杉妻町2番16号
名 称 福島県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所
名 称
代表者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならぬ。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

ふくしま尾瀬魅力発信強化（情報発信）事業業務委託仕様書（案）

本仕様書は、福島県が行う「ふくしま尾瀬魅力発信強化（情報発信）事業」を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名 ふくしま尾瀬魅力発信強化（情報発信）事業

2 業務の目的

尾瀬国立公園（以下、同公園という）は群馬、福島、新潟、栃木の4県にまたがり、本州最大の高層湿原や火山によってできた尾瀬沼、これらを取り囲む燧ヶ岳、会津駒ヶ岳など豊かな自然が織りなす美しい景観や多様な生態系が、訪れた人々を魅了している。

同公園の入山者数は、平成8年の64万8千人をピークに減少しており、令和6年は15万6千人にとどまっている。利用者の減少に伴う担い手不足等により、利用施設等の衰退や山小屋が持つ公益機能の低下が懸念されている。

さらに、同公園の入山口は、群馬県と福島県合わせて9カ所となっているが、首都圏からのアクセスが良い群馬県側からの入山者が全体の7割と集中し、自然環境への負荷が課題となっている。

本業務は、福島県側にある同公園とその玄関口となる檜枝岐村及び南会津町の自然や文化の体験を目的としたネイチャーツーリズムを「ふくしま尾瀬」として、尾瀬の豊かな魅力を参加体験型イベント等を通して発信し、「ふくしま尾瀬」の知名度向上と、福島県側からの入山者の増加を図る。

3 履行期限

契約締結日から令和8年2月27日（金）

4 履行の場所

首都圏

5 業務概要

- (1) ふくしま尾瀬首都圏プロモーション
- (2) ふくしま尾瀬エリアの情報発信

6 業務内容

以下に係わる一切の業務（企画、調査、調整、作成（印刷）、発送を含む）

(1) ふくしま尾瀬首都圏プロモーション

首都圏施設において、ふくしま尾瀬の魅力を発信するイベントを 1 回以上開催する。

なお、首都圏施設にて実施するイベントは関係町村（南会津町・檜枝岐村）と連携して実施すること。

イベント開催時期については、イベント開催回数に合わせて提案とする。

※対象者別目的

- ① 尾瀬をよく知らない方（訪れたことがない、1 度は訪れたことがある、昔訪れたことがある等）をメインターゲットとし、ふくしま尾瀬が持つ様々な魅力を紹介し、福島県側から尾瀬に入山するきっかけをつくる。
- ② 何度か尾瀬を訪れたことがある方はサブターゲットとし、イベントにて、福島県側を起点としてシーズン中に尾瀬に繰り返し訪れたくなる情報を発信し、今後のふくしま尾瀬のリピーターに繋げる。

ア 実施会場の確保

首都圏においてイベント会場や出展スペースを確保すること。

※福島県側からの入山が見込める地域・会場を提案すること。

※他団体イベントへの出展についても可とする。

イ イベントの実施・運営等

会場との連絡調整や必要な申請手続き、当日の会場設営及び運営全般を行うこと。

イベント開催中、イベント会場を常時運営できるよう適切な人員数を配置すること。

ウ イベント内容

首都圏において、ふくしま尾瀬の情報を効果的に発信するためのプログラム・ブース等を企画し、運営すること。また、集客に繋がるような内容を提案すること。

なお、プログラムには、尾瀬の自然環境保護について考えるテーマを加え、プログラム参加者へ尾瀬を思い起こさせるノベルティを配布し、イベントの効果を継続させること。

また、ふくしま尾瀬の魅力発信にふさわしい著名人や YouTuber、カメラマン、尾瀬ガイド等を、1 回 1 名以上参加させること（著名人の謝金等は委託費に含む）。

※令和 4 ~ 6 年度に実施したふくしま尾瀬フォト・ムービーコンテストの受賞作品を展示・放映することを必須とする。

※写真展示期間はイベントと合わせる。

※イベントの前後（イベント会場以外の場所）に写真を展示することも可
とし、その場合は展示会場及び期間を提案すること。

エ フォトコンテスト写真等の展示

会場に展示するフォトコンテスト受賞作品については、既存の写真パネ
ルを使用すること。

なお、令和5年度実施した動画部門における受賞作品動画をイベント
会場にて放映すること。

※過去の受賞作品数

令和4年度 写真：25作品

令和5年度 写真：20作品、動画：3作品

令和6年度 写真：20作品

オ 連携プロモーション

イベント期間に合わせた関連イベントや尾瀬への来訪気運を盛り上げ
る広報等を企画し、提案すること。

カ 参加者負担

イベントにおいて参加者への給付（軽微なものを除く）が発生する場合
については、原則参加者の実費負担とすること。

キ アンケート

イベント参加者に対しアンケート調査を行い、イベントの内容について
評価を得ること。

（2） 留意事項

ア 連携プロモーションは一体的な広報を行い、開催スケジュールや実施に
必要な情報を含む実施計画を策定のうえ、業務を実施すること。なお、広
報は効果的かつ効率的なPR手法により行うこと。広報ツール（紙媒体の
場合は配達含む）の作成は、発注者、受注者協議により行うこと。

イ イベントの参加者の安全・衛生管理等を確実に実施することとし、特に
以下の対応について必ず講じること。

（ア） 事故等危機発生時の対応

（イ） 天災発生時の対応

（ウ） 救護者の対応

（エ） その他対策が必要と思われる事項

ウ 雨天・荒天時等の状況を踏まえ、イベントの催行運営について検討する
こと。

エ イベントの催行に関しては、土地・施設の所有者、管理者のほか、環境
省や関係町村、観光協会等の関係団体等と十分に調整し、連携すること。

なお、催行に当たり許認可等の手続きが必要な場合は、申請に係る書類等を作成し、必要な手続きを県と協議の上実施すること。

オ 関係機関等との調整（打ち合わせ）には原則出席（オンラインを含む）し、必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成を行うこと。

カ 関係町村と連携しイベントを実施するにあたり、関係町村職員（出展者）の旅費（交通費、日当、宿泊費）については事業費に含む。支払い（手続き）を行うこと。

なお、関係町村の展示物等イベントに必要な荷物の送料についても事業費に含むこと。

算定にあたっては、所属団体等の旅費規程に準ずるものとし、支払い人数は関係町村毎に上限3名までを想定すること。

地元企業がブースの出展を実施する場合も同様に、企業参加者（出展者）の旅費（交通費、日当、宿泊費）を事業費に含む。支払い（手続き）を行うこと。

算定にあたっては、所属団体等の旅費規程に準ずるものとし、支払い人数は企業毎に上限2名までの費用を想定すること。

【参考】県旅費規程による旅費

1泊2日（首都圏）：34,240円（檜枝岐村発着）／1名

1泊2日（首都圏）：31,640円（南会津町館岩地域発着）／1名

※上記カについて、総額700,000円の費用を委託費に見込むこと。

（内訳：3泊4日の2町村各3名出展者旅費+運送費、各町村1社企業参加、各2名出展者旅費を想定。）

※人数等については協議とする。

キ イベントの開催が困難と判断される状況が生じた場合には、その開催内容等について、発注者、受注者の協議により決定すること。

（3）ふくしま尾瀬エリアの情報発信

ア 既存のWebサイト「ふくしま尾瀬」について、尾瀬国立公園内や檜枝岐村、南会津町で開催されるイベントや自然情報を発信するために新着情報を更新すること。また、必要に応じて軽微な修正を行うこと。

【ふくしま尾瀬HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/oze/>】

イ 本事業で実施するイベントの情報について、既存サイトのイベントページの更新を行うこと。なお、更新は当該イベント開催1ヶ月前までに行うこと。

ウ 新着情報掲載内容及び時期については、発注者と協議の上決定し、月1本以上の更新を目安とする。

エ Web サイトのデザインは既存サイトに従うものとする。なお、その他ふくしま尾瀬を効果的に発信するために必要な改修等があれば提案に含めること。

オ 委託期間内において、既存サイトに改修の必要性が生じた場合は発注者と協議のうえ既存サイトの改修を行うものとする。

カ 広報ツール及び Web サイト内には交付金事業である旨以下の標示をすること。

「令和 7 年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」

キ ふくしま尾瀬 SNS (X、Instagram、Facebook) において、適宜イベント情報やふくしま尾瀬エリア情報を発信すること。

※SNS は既存アカウントを使用する。

ク その他、効果的かつ効率的なふくしま尾瀬 P R を提案すること。

(4) 成果品

事業終了後、以下の成果物等を提出すること。

ア 実績報告書（紙媒体 1 部及び電子データ）

イ 委託業務に係る全ての成果物の電子データ（P D F 及びアドビイラストレーター形式）

ウ イベント等事業実施状況写真（P D F 及び電子データ）

(5) 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 契約締結後に速やかに提出するもの

（ア） 委託業務着手届（様式第 1）

（イ） 統括責任者通知書（任意様式）

（ウ） 業務計画書及び実施工程表（任意様式）

（エ） 収支計画書（任意様式）

（オ） その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

イ 業務完了後に速やかに提出するもの

（ア） 委託業務完了届（様式第 2）

（イ） 収支報告書（任意様式）

（ウ） その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(6) 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

(7) 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で隨時打合せを行った上で業務を実施するものとする。(様式第3)

また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

(8) その他留意事項

ア 成果品の著作権等の取り扱い

(ア) 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて福島県に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

(イ) 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

イ 個人情報の取り扱い

本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないよう、その保護について十分な注意を払うこと。

ウ 秘密の保持

本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

エ その他

(ア) 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。

(イ) 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。

(ウ) 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

(エ) 但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

様式第1（仕様書6（5）ア関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しました
ので届け出ます。

記

1 業務名 業務

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

様式第2（仕様書6（5）イ関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

記

1 業務名 業務

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

様式第3(仕様書6(7)関係)

業務打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議者名			
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
業務番号 業務名	第 号	業務委託	
(内容)			

添付図
葉、その他添付図書

処理者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 します。 指示事項・協議結果等
	監督員
回答者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 します。 提出・報告内容等
	管理(主任)技術者

課長	主幹兼副課長	主任主査	監督員

管理(主任)技術者	担当技術者